

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の公布について

気水第96号
平成20年7月30日

平成20年7月25日付けで、神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（神奈川県規則第80号）を公布しましたので通知します。

1 改正理由

- (1) 日本標準産業分類の改定関係（第5条第2号、第9条第1項、第36条第1項各号、第41条第3項第1号、別表第10）
日本標準産業分類の第12回改定（総務省統計局）に伴い業種が細分化若しくは統廃合されたことから、神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則（以下「規則」という。）中で引用する語句の改正を行う。
- (2) 法人制度の改正関係（第24条第1号）
民法の公益法人制度が廃止され、平成20年12月1日より新たな法人制度が施行されることに伴い、現行の規則の中に個別の社団法人や財団法人の名称を規定しているものについては、新たな法人制度の施行前に民法に基づき許可・設立された法人であることを明確化する必要があることから、所要の改正を行う。
- (3) 児童福祉法の一部改正関係（第45条第1項第2号）
児童福祉法の一部改正（平成17年法律第123号）に伴い条項が追加されたことから、規則中で引用する条項の所要の改正を行う。
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正関係（第57条第1項第4号）
廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正（平成15年法律第93号）に伴い条項が追加されたことから、規則中で引用する条項の所要の改正を行う。
- (5) 公定法の改正関係（別表第9、別表第10、別表第17）
公共用水域水質環境基準、地下水環境基準及び排水基準等に係る告示の一部改正に伴い分析方法が追加されたことから、規則中で引用する箇所を所要の改正を行う。
- (6) 所要の改正関係（別表第10）
神奈川県公害防止条例を廃止し、神奈川県生活環境の保全等に関する条例を施行した際に、規則で定める排水基準が適用されていない業種を重複して適用除外としていたため、所要の改正を行う。

2 施行日

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第24条第1号の改正規定は、平成20年12月1日から施行する。